

訴 状

令和2年3月18日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 松 丸 正

おとし

弁護士 生 越 照 幸

当 事 者 の 表 示 別紙のとおり

請 求 の 趣 旨 及 び 原 因 別紙のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 1億1262万8017円

ちょう用印紙額 35万9000円

証 拠 方 法

原告証拠説明書(1)のとおり

附 属 書 類

- 1 訴状副本 2通
- 2 甲1ないし32号証(写し) 各1通
- 3 訴訟委任状 1通

当 事 者 の 表 示

〒000-000  
0000

原 告 ○ ○ ○ ○

〒590-0077

大阪府堺市堺区中瓦町1-4-27小西ビル6階 堺法律事務所

電話：072-232-5188 FAX：072-232-5455

原告訴訟代理人弁護士 松 丸 正

〒530-0047

大阪市北区西天満2-9-8 幸田第2ビル502号室

弁護士法人ライフパートナー法律事務所(送達場所)

電話：06-6949-8277 FAX：06-6949-8217

同 弁 護 士 生 越 照 幸

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

上記代表者法務大臣 三 好 雅 子

〒157-0072

東京都世田谷区祖師谷4-7-10

被 告 佐 川 宣 寿

## 【目次】

|                                           |    |                                           |    |
|-------------------------------------------|----|-------------------------------------------|----|
| 第1 事案の概要について                              | 5  | (6) 総合評価                                  | 36 |
| 第2 本件訴訟の目的について                            | 5  | 2 被告国の注意義務違反について                          | 38 |
| 第3 当事者等について                               | 6  | (1) 注意義務の具体的内容について                        | 38 |
| 1 原告について                                  | 6  | (2) 予見可能性について                             | 39 |
| 2 亡俊夫について                                 | 6  | (3) 被告国は本件自殺を予見でき、かつ、注意義務に違反した            | 40 |
| 3 被告佐川について                                | 7  | 3 損害について                                  | 40 |
| 第4 財務省における関係部局について                        | 7  | (1) 遺産分割協議について                            | 40 |
| 1 財務省本省について                               | 7  | (2) 逸失利益                                  | 40 |
| 2 近畿財務局について                               | 8  | (3) 死亡慰謝料                                 | 40 |
| 第5 本件自殺に至る経緯について                          | 8  | (4) 遺族固有の慰謝料                              | 40 |
| 1 亡俊夫が改ざん作業を強制された経緯について                   | 8  | (5) 葬祭料                                   | 41 |
| 2 うつ病の発病による病休までの経緯について                    | 18 | (6) 弁護士費用                                 | 41 |
| 3 うつ病の悪化と本件自殺に至る経緯について                    | 21 | (7) 小括                                    | 41 |
| 第6 本件提訴に至った経緯について                         | 27 | 第8 被告佐川に対する損害賠償請求について                     | 42 |
| 第7 被告国に対する損害賠償請求について                      | 30 | 1 故意に改ざんを指示したことの違法性について                   | 42 |
| 1 亡俊夫の業務と本件自殺の相当因果関係について                  | 30 | 2 原告からの改ざんを指示した経緯の説明と謝罪の要求を拒否したことの違法性について | 42 |
| (1) 相当因果関係の立証について                         | 30 | 3 損害について                                  | 42 |
| (2) 相当因果関係の判断の枠組みについて                     | 30 | 第9 結語                                     | 42 |
| (3) 亡俊夫が発病した精神障害や発病時期(①)について              | 31 | 第10 求釈明                                   | 43 |
| (4) 亡俊夫が業務から受けた心理的負荷の強度(②)について            | 32 |                                           |    |
| ア 改ざんは国民の信頼を失墜させるものであったことについて             | 32 |                                           |    |
| イ 3回から4回にわたり極めて強く改ざんを強制されたことについて          | 33 |                                           |    |
| ウ 常軌を逸した長時間労働と連続勤務に従事していたことについて           | 34 |                                           |    |
| エ 大阪地方検察庁の捜査の対象となっていたことについて               | 34 |                                           |    |
| オ 心理的・経済的支援が不足していたことについて                  | 35 |                                           |    |
| カ 小括                                      | 36 |                                           |    |
| (5) 亡俊夫が受けた業務外の心理的負荷の強度及び同人の个体側要因等(③)について | 36 |                                           |    |

## 請求の趣旨

- 1 被告国は、原告に対し、1億0712万8017円及びこれに対する平成30年3月7日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 被告佐川宣寿は、原告に対し、550万円及びこれに対する平成30年3月7日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする  
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

## 請求の原因

### 第1 事案の概要について

本件は、学校法人森友学園(以下「森友学園」という。)に対する国有地売却問題(以下「森友学園案件」という。)に関し、財務省近畿財務局の職員であった亡赤木俊夫(以下「亡俊夫」という。)が、被告佐川宣寿(以下「被告佐川」という。)ら幹部の指示に基づき3～4回にわたり決裁文書の改ざんを強制されたことや、かかる改ざん作業及び国会対応等のため長時間労働や連続勤務に従事したことによる心理的負荷が過度に蓄積した結果、平成29年7月上旬頃うつ病を発病し、平成30年3月7日に自殺したことから(以下「本件自殺」という。)、原告が、被告国に対しては国家賠償法に基づく損害賠償の請求を、被告佐川に対しては民法709条に基づく損害賠償の請求を行う事案である。

### 第2 本件訴訟の目的について

本件訴訟の目的は、第1に、なぜ亡俊夫が本件自殺に追い込まれなければならなかったのか、その原因と経緯を明らかにする点にある。原告は、愛する亡俊夫がなぜ本件自殺に追い込まれたのか、その真相を知る権利を有するし、かつ、義務があると考えている。亡俊夫が本件自殺に追い込まれた原因と経緯がうやむやにされ、本件自殺が無かったことにされることは、原告にとって到底受け入れられるものではない。

第2に、行政上層部の保身と忖度を目的とした軽率な判断や指示によって、現

場の職員が苦しみ自殺することが二度と無いようにする点にある。原告は、本件訴訟を通じて行政内部の様々な問題点が明らかとなり、今後これらの問題点を踏まえて適切な対策が取られることで、亡俊夫のように自殺に追い込まれる現場の職員が二度と現れないことを心から願っている。

第3に、亡俊夫の遺志に基づき、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果、どのような嘘の答弁が行われたのかについて、公的な場で説明するという点にある。亡俊夫は、本件自殺の直前に作成した手記において、「この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。事実を、公的な場でしっかりと説明することができません。今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。(55才の春を迎えることができない儚さと怖さ)」と記載した。すなわち、亡俊夫は、生前、森友学園案件に関連して行われた改ざん等について自ら説明することを望んでいた。しかし、うつ病の発病と本件自殺によって自ら説明することはできなかった。

被告らは、かかる本件訴訟の目的を十分に踏まえた上で、法律上及び事実上の主張を真摯に行い、誠実に証拠を提出し、証人尋問に協力すべきである。

### 第3 当事者等について

#### 1 原告について

原告は亡俊夫の妻であり、亡俊夫の唯一の相続人である(甲1、甲2、甲3、甲4、甲5の1～3)。

#### 2 亡俊夫について

(1) 亡俊夫は、昭和38年3月28日生まれであり、本件自殺時の年齢は54歳であった(甲1)。

(2) 亡俊夫は、高等学校卒業後、昭和56年4月1日に日本国有鉄道に入社したが、民営化に伴い昭和62年9月16日に鳥取財務事務所管財課に採用された。

その後、亡俊夫は、平成元年4月1日、立命館大学法学部法学科に通学するため近畿財務局へ転任し(平成5年3月20日に同大学を卒業)、京都財務事務所、和歌山財務事務所、神戸財務事務所などの勤務を経て、平成27年7月1日に近畿財務局管財部管財総括第1課へ配置換えとなった。

本件自殺時の亡俊夫の役職は上席国有財産管理官であった(甲6、甲7)。  
なお、近畿財務局は大阪市中央区大手前4丁目1-76に所在している。

(3) 亡俊夫は、優しくいつも笑っているような明るい人物であり、社交的で人と争ったりすることは殆どなかった。また、自らの考えと信念を持ち、誠実で、何でも真面目に努力する人物であった。包容力もあり、原告の相談もじっくり話を聞いてくれた。

多趣味であって、書道、落語、音楽鑑賞、美術鑑賞、安藤忠雄が設計した建築物を鑑賞することが好きであった。

また、亡俊夫は、国家公務員としての仕事に誇りを持っており、友人らに対して、「僕の契約相手は国民です。」と話していた。仕事においても実直で嘘がなく、かつ、仕事が正確で早かった。

### 3 被告佐川について

被告佐川は、平成29年2月から同年4月当時、財務省理財局長の地位にあった者である。なお、同人は同年7月5日に国税庁長官となったものの、平成30年3月9日に森友学園案件における決裁文書の改ざんに関して麻生太郎財務大臣から懲戒処分を受け、同日依願退職した(甲8・39頁)。

## 第4 財務省における関係部局について

### 1 財務省本省について

(1) 国有財産行政は、財務省の本省理財局(以下「本省理財局」という。)が所掌している。同局の事務方の最終責任者は理財局長であり、その下に幹部職員として理財局次長が置かれている。

また、理財局長の下で理財局の各課室の業務をとりまとめる役割は、総務課が担っている。

国有財産行政に関する各課室の業務は国有財産企画課がとりまとめており、国有財産のうち普通財産の管理処分等に関する財務局への対応は国有財産業務課がとりまとめている。

国有財産業務課には、国有財産審理室が置かれ、森友学園案件のような個別案件について財務局との調整窓口となるほか、国会対応を含め、本省において必要となる業務を担っている(甲8・5頁)。

(2) 平成29年2月から同年4月当時、理財局長は被告佐川、理財局次長は訴外中尾睦(以下「中尾理財局次長」という。)、総務課長は訴外中村稔(以下「中村総務課長」という。)、国有財産企画課長は訴外富安泰一郎(以下「富安企画

課長」という。)、国有財産審理室長は訴外田村嘉啓(以下「田村審理室長」という。)(甲8・5頁)、同室長補佐は訴外杉田(以下「杉田補佐」という。)が務めていた。

### 2 近畿財務局について

(1) 財務局は、財務省及び金融庁施策の円滑な浸透と施策への反映のために地域において業務を遂行し、全国で10の財務局が置かれている。

個別の国有財産の管理処分業務は、各財務局の財務局長へ委任されており、同局内の管財部が担当している。

(2) 森友学園案件を取り扱っていた近畿財務局では、管財部長の下に管財部次長がおかれており、さらに森友学園などの関係者との調整を含む実務対応は総括国有財産管理官が担っていた。

(3) 平成29年2月から同年4月当時、近畿財務局の局長は訴外美並義人(以下「美並局長」という。)、管財部長は訴外楠敏志(以下「楠管財部長」という。)、同部次長は小西真(以下「小西管財次長」という。)、森友学園案件を担当していた管財部管財総括第1課の統括は池田靖統括国有財産管理官(以下「池田統括」という。)が務めていた(甲8・5頁)。

また、池田統括の部下として、上席国有財産管理官である亡俊夫、田口順二郎国有財産管理官、及び坂井亮介統括国有財産管理官付が居た。

## 第5 本件自殺に至る経緯について

### 1 亡俊夫が改ざん作業を強制された経緯について

(1) 森友学園案件は、平成25年6月に近畿財務局が大阪府豊中市の国有地(以下「本件国有地」という。)について公的取得要望の受付を開始したところ、同年8月、鴻池祥肇議員からの陳情案件として(甲9・28頁)、森友学園が小学校用地として取得したい旨の要望を行ったことによって始まった。

その際、森友学園は、本件国有地を直ちに買い受けるのではなく、小学校の経営が安定するまでの期間は借り受けた上で、その後に買い受けることを要望した。

(2) 亡俊夫が平成30年2月に作成した手記によれば、以下のとおり、近畿財務局が現場において個別に対応する案件は、動きがある都度、本省と情報共有するために報告するルールであり、森友学園案件が社会問題化する前から、応接

記録（面談等交渉記録）などの資料を提出して報告していた（甲10・1頁～2頁）。

「本件事案の財務省（以下「本省」という。）の担当窓口は、理財局国有財産審理室（主に担当の杉田補佐、担当係長等）です。

杉田補佐や担当係長から、現場である財務局の担当者に、国会議員からの質問等の内容に応じて、昼夜を問わず資料の提出や回答案作成の指示（メール及び電話）があります。

財務局は本省の指示に従い、資料等を提出するのですが、実は、既に提出済みにも多くあります。

通常、本件事案に関わらず、財務局が現場として対応中の個別の事案は、動きがあった都度、本省と情報共有するために報告するのが通常のルール（仕事のやり方）です。

本件事案は、この通常のルールに加えて、国有地の管理处分等業務の長い歴史の中で、強烈な個性を持ち国会議員や有力者と思われる人物に接触するなどのあらゆる行動をとるような特異な相手方で、これほどまで長期間、国会で取り上げられ、今もなお収束する見込みがない前代未聞の事案です。

そのため、社会問題化する以前から、当時の担当者は、事案の動きがあった際、その都度本省の担当課に応接記録（面談等交渉記録）などの資料を提出して報告しています。

したがって、近畿財務局が、本省の了解なしに勝手に学園と交渉を進めることはありえないのです。本省は近畿財務局から事案の動きの都度、報告を受けているので、詳細な事実関係を十分に承知しているのです。」

- (3) 本省理財局の通達「普通財産貸付事務処理要領」（平成13年3月30日財理第1308号）によれば、公的用途に供するために売払いを前提とする貸付けを行う場合は、貸付期間は原則3年までとしつつ、これによる処理が適当でないと認められる場合の特例として、本省理財局長の承認を経て、別途の処理を行うことが認められている。

近畿財務局は、森友学園からの要望を受けて、国土交通省大阪航空局の意向

も確認し、さらに本省理財局とも相談を重ねた上で、森友学園に対して3年以内に本件国有地を売り払うことは困難である一方、定期借地とすれば将来的な売払いを確実に担保できることから、10年間の事業用定期借地契約等による貸し付けを行うこととした。

そこで、富永哲夫近畿財務局長は、平成27年2月4日、財務省理財局長に対し、「普通財産の貸付けに係る承認申請について」（甲9・28頁、以下「特例承認の決裁文書①」という。）を申請し、同局長は同年4月30日、「普通財産の貸付けに係る特例処理について」（同・35頁、以下「特例承認の決裁文書②」という。）のとおり承認した。

「特例承認の決裁文書①」と「特例承認の決裁文書②」を比較した場合、後者の方が政治家の氏名や森友学園の理事長であった籠池泰典氏の名刺が添付されているなど、より詳しい情報が記載されていた（甲9・35頁、同・41頁～44頁）。これは、亡俊夫の手記のとおり、「社会問題化する以前から、当時の担当者は、事案の動きがあった際、その都度本省の担当課に応接記録（面談等交渉記録）などの資料を提出して報告」（甲10・2頁）していたことから、本省理財局が近畿財務局の報告に基づきより詳細な決裁文書を作成したと思われる。

- (4) 近畿財務局は、森友学園との契約締結に向けて、平成27年4月28日、「普通財産決議書（貸付）」（甲9・1頁、以下「貸付決議書①」という。）のとおり決議したが、契約文言等に関する森友学園側との調整が整わなかったため、契約書等を改めて作成し、同年5月27日に「普通財産決議書（貸付）」（同・17頁、以下「貸付決議書②」という。）を決議した。

その上で、平成27年5月29日、森友学園との間で貸付契約（事業用定期借地契約）等を締結し、その契約内容について、同年6月8日に公正証書を取り交わした。

- (5) 亡俊夫は、平成27年7月1日付で近畿財務局管財部管財統括第1課において上席国有財産管理官として勤務することとなった（甲6、甲7）。
- (6) 森友学園が小学校の校舎建設工事に着手したところ、平成28年3月、森友学園側から生活ゴミ等を含めた大量の地下埋蔵物が発見された旨の連絡があり、さらにその後、早期に本件国有地を買い受けたいとの提案があった。

近畿財務局は、国土交通省大阪航空局とともに対応を検討し、最終的に、不動産鑑定評価による更地価格から地下埋蔵物の撤去費用を差し引いた価格で売り払うこととして、平成28年6月14日、「普通財産売払決議書」（甲9・20頁、以下「売払決議書」という。）のとおり決議した。

その上で、近畿財務局は、平成28年6月20日、森友学園との間で、売買契約を締結した。

- (7) 亡俊夫は平成29年2月から森友学園案件を担当することになった(甲10・1頁)。なお、亡俊夫は同月から同案件を担当するしたため、前述した本件国有地が値引きされて森友学園へ売却された経緯を知らなかった。
- (8) 平成29年2月9日、森友学園案件について、「近畿財務局が売却額等を非公表にしている」、「売却額は同じ規模の近隣国有地の10分の1」、「森友学園が買った土地には、今春に同学園が運営する小学校が開校する予定」、「同校の名誉校長は首相の妻」などの報道があった。
- 同日以降、本省理財局に対して、国会議員等からの資料要求、個別の説明要求、会議出席要求が相次ぎ、国有財産審理室の担当者をはじめ、職員は国会関係の対応に追われる状況になった。
- また、近畿財務局においても、本省理財局からの各種照会や、報道機関への対応等もあり、亡俊夫を含めた担当職員は多忙を極めることとなった。
- (9) 安倍内閣総理大臣は、平成29年2月17日の衆議院予算委員会において、「私や妻がこの認可あるいは国有地払い下げに、もちろん事務所も含めて、一切かかわっていないということは明確にさせていただきたいと思います。もしかかわっていたのであれば、これはもう私は総理大臣をやめるということであり、それははっきりと申し上げたい、このように思います。」、「繰り返して申し上げますが、私も妻も一切この認可にも、あるいは国有地の払い下げにも関係ないわけでありまして」、「繰り返しになりますが、私や妻が関係していたということになれば、まさにこれはもう私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということのはっきりと申し上げておきたい。全く関係ないということは申し上げておきたいと思います。」との答弁を行った。
- (10) 近畿財務局と田村審理室長は、平成29年2月21日の国会議員団との面会を受けて、「特例承認の決裁文書①」及び「特例承認の決裁文書②」等にお

ける政治家関係者に関する記載の取扱いが問題となり得ることを認識した。

その後、田村審理室長は、中村総務課長に対して、本省理財局が作成した「特例承認の決裁文書②」の中にも政治家関係者からの照会状況に関する記載がある旨の問題提起を行った。

そこで、両者は被告佐川に対し、かかる問題提起を報告した。これに対し、被告佐川は、「野党に資料を示した際、森友学園を厚遇したと取られる疑いがある箇所は全て修正するように。」などと改ざんを指示した(甲10・6頁)。なお、被告佐川はパワハラを行うことで有名であり、同人の指示に対して誰も背けない状態であった(同・6頁)。また、杉田補佐も、亡俊夫に対し、「(被告佐川から)怒られた」と頻りに話していた(同・3頁)。

田村審理室長及び中村総務課長は、被告佐川の指示を受け、将来的にこれら決裁文書の公表を求められる場合に備えて、記載を直す必要があると認識した。また、こうした認識は富安企画課長にも共有された。さらに、杉田補佐も被告佐川の指示に従い過剰に修正箇所を決めた(甲10・6頁)。

その上で、「特例承認の決裁文書②」については、平成29年2月26日、杉田補佐、田村審理室長、及び配下の国有財産審理室の職員が、富安企画課長にも報告の上で、以下の記載を含む政治家の関与が疑われる記載等を削除するなどの改ざんを行った(甲9・35頁、同・39頁～43頁)。

※ 本件は、平成25年8月、鴻池祥肇議員(参・自・兵庫)から近畿局への陳情案件。

H25.8.13 鴻池祥肇議員■秘書から近畿局へ照会(受電)。

森友学園が、本件土地について購入するまでの間、貸付けを受けることを希望しており、大阪航空局に直接相談したいとの要請を受ける。

H26.4.28 近畿財務局から森友学園に対し、資料提出を速やかに行うよう要請したところ、森友学園から、①当初計画していた本年7月の大阪府私立学校審議会への諮問を本年12月に変更

したいので、その前提で対応してほしいとの要望とともに、  
②豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府が小学校新設に係る設置計画書を受理した段階で、近畿財務局から豊中市に「森友学園と本財産の契約を締結することを証する」旨の文書を提出してもらいたいとの要望あり。

なお、打合せの際、「本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください。』とお言葉をいただいた。」との発言あり(森本学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示)。

H27.1.8 産経新聞社のインターネット記事(産経WEST産経オンライン【関西の議論】)に森友学園が小学校運営に乗り出している旨の記事が掲載。記事の中で、安部首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感涙した旨が記載される。

H27.1.15 森友学園が国土交通省北川イッセイ副大臣秘書官に「近畿財務局から示された概算貸付料が高額であり、副大臣に面会したい。」と要請。

国土交通省は、「貸付料は近畿財務局において決定する内容であるため、面会しても意味はなさない。」旨回答。

H27.1.29 平沼赳夫衆議院議員秘書から財務省に「近畿財務局から森友学園に示された概算貸付料が高額であり、何とかならないか。」と相談。

H27.2.16 鳩山邦夫衆議院議員秘書から国会連絡室に「森友学園が近畿財務局から国有地を借受ける件について相談したい。」との連絡。

H27.2.17 鳩山邦夫衆議院議員秘書が近畿財務局に来局し「近畿財務局から森友学園に示された概算貸付料が高額であり、何とかならないか。」と相談。

理事長

籠池康博氏(別添名刺参照)

同氏は、「日本会議大阪(注)代表・運営委員」を始めとする諸団体に関与している。

(注) 日本会議大阪は、全国的な国民運動団体である「日本会議」(美しい日本の再建と誇りある国づくりのために政策提言と国民運動を推進することを目的として設立された任意団体)が平成9年に設立されたのに呼応する形で、大阪に根付いたより広汎な国民運動を推進すべく、平成10年6月に設立された任意団体。

なお、国会においては、日本会議と連携する組織として、超党派による「日本会議国会議員懇談会」が平成9年5月に設立され、現在、役員には特別顧問として麻生太郎財務大臣、会長に平沼赳夫議員、副会長に安倍晋三総理らが就任。

(参考) 森友学園への議員等の来訪状況

平成20年11月 中山成彬議員(衆・維・比例九州)講演会

平成25年9月 平沼赳夫議員(衆・維・岡山3区)講演会

平成25年12月 日本維新の会女性局(三木圭恵議員、杉田水脈議員、

上田小百合議員(いずれも衆・維・比例近畿)等)視察

平成26年4月 安倍昭恵総理夫人 講演・視察

(11) また、本省理財局は、平成29年2月26日、近畿財務局の管財部職員に出勤を要請し、国有財産審理室の職員を介して、「特例承認の決裁文書②」における上記改ざんとつじつまを合わせる形で「特例承認の決裁文書①」について

も改ざんを指示した。

亡俊夫は、同日、原告、及び原告の母親の3名で梅林公園を訪れていたが、15時30分頃、池田統括から「本省からの指示の作業が多いので、手伝って欲しい。」「16時30分頃に登庁して欲しい。」との連絡を受けた(甲10・6頁)。

亡俊夫は、原告に対し、「池田統括が困っているから助けに行くわ。」と述べて近畿財務局へ出勤したところ、上記改ざんの指示を受けた。

亡俊夫は、かかる改ざんの指示に対し、「こんな事をする必要はない。」と最初から強く抵抗したものの、本省理財局や上司からの指示であることから、やむを得ず指示に従って改ざんを行った。

なお、池田統括が原告に対して「(改ざんは)自分がやろうと思ったが手が回らなかった。」と述べていたことや、亡俊夫が原告に対して「若い人には改ざんさせてない。」などと述べていたことから、実質的には亡俊夫だけが改ざん作業を行ったと考えられる。

- (12) 「特例承認の決裁文書②」の改ざん指示が行われた平成29年2月26日、田村審理室長及び配下の国有財産審理室の職員は、富安企画課長にも報告の上で、近畿財務局に対し、「貸付決議書①」及び「売払決議書」等についても、各種経緯が記載された箇所を短縮化するよう改ざんの指示を行った。

また、被告佐川は、平成29年2月27日、国有財産企画課及び国有財産審理室から「売払決議書」に関する報告を受けた際、「このままでは外に出せない。」などと改ざんを指示した。その結果、配下の職員は、「売払決議書」等の記載内容を改ざんする必要があるとの認識を共有した。

さらに、被告佐川は、中村総務課長及び富安企画課長に対して、「担当者に任せるのではなくしっかりと見るように。」と改ざんの状況を自ら確認するように指示をした。両者は、「売払決議書」等の記載内容を改ざんした上で、被告佐川の了承を得る必要があると認識した。

- (13) 亡俊夫の手帳によれば、亡俊夫の終業時間は平成29年2月9日が2時15分(タクシー)、同月10日が2時15分、同月11日が20時05分(休日出勤)、同月12日が18時45分(休日出勤)、同月13日が1時15分(タクシー)、同月14日が3時00分(タクシー)、同月15日が20時45分、同

月16日が3時45分(タクシー)、同月17日が23時10分、同月20日が2時00分(タクシー)、同月21日が1時00分(タクシー)、同月22日が1時15分(タクシー)、同月23日が2時25分(タクシー)、同月24日が20時45分、同月26日が不明(休日出勤)、同月27日が23時15分、同月28日が22時15分などとなっていた(甲11・7頁)。

- (14) 平成29年3月2日の衆議院予算委員会において、国会議員から、森友学園案件に関する決裁文書を同委員会に提出するよう要求があった。

このため、同日以降、本省理財局の国有財産審理室の職員は、近畿財務局に対し、改めて各種決裁文書の送付を求めた。これに対し、近畿財務局は、同月3日以降、各種決裁文書をスキャンして電子ファイル化する作業を行った上で、同月6日から同月8日頃にかけて、本省理財局に対し、決裁文書の一式を送付した。

- (15) 中村総務課長、富安企画課長、田村審理室長、及び配下の国有財産審理室の職員は、本省理財局において、まず「貸付決議書①」及び「売払決議書」について検討を進めた。

平成29年3月7日未明、本省理財局の国有財産審理室の職員は、近畿財務局に対し、「貸付決議書①」及び「売払決議書」等の改ざん案を送付した。しかし、この段階では小幅な改ざんにとどまっていた。

- (16) 平成29年3月8日にかけて、被告佐川及び中尾理財局次長は、複数回にわたり、「貸付決議書①」及び「売払決議書」の改ざん状況について報告を受け、さらなる改ざんを行うよう指示をした。

その後、同日にかけて、本省理財局の国有財産審理室の職員は、「売払決議書」の作業を先行して行った上で提出・公表するとの方針のもとに、近畿財務局に対し、貸付契約までの経緯の記述を全て削除するほか、国土交通省大阪航空局の対応状況を削除する等さらなる改ざん案を示した。

亡俊夫を含む池田統括配下の職員は、そもそも改ざんに対する強い抵抗感があったため、本省理財局からの度重なる指示に涙を流して強く反発し、平成29年3月8日までに、楠管財部長に対して報告を行った。すると、同部長は、亡俊夫らに対して当初は「応じるな。」と指示した。

しかし、中村総務課長及び田村審理室長は、楠管財部長に対して直接電話を



かけて改ざんを指示した。その結果、楠管財務部長も「改ざんに応じることはやむを得ない。」とし、美並局長に対し、改ざんを行うことを報告した。その際、美並局長は「本件に関して全責任を負う。」と述べた。また、楠管財務部長以外にも、小西管財次長ら管財部幹部はかかる改ざんの事実を知っていた。

その結果、亡俊夫は、「売払決議書」等の改ざん作業を行わざるを得なかった。なお、本省から出向していた小西管財次長は、「元の調書が書きすぎているんだよ。」と述べながら、調書の改ざんが悪い事とも感じず、あっけらかんとして改ざんを行った(甲10・6頁)。

- (17) 被告佐川は、平成29年3月20日、「売払決議書」に関し、「平成29年2月から同年3月にかけて積み重ねてきた国会答弁を踏まえた内容とするように。」との改ざんの指示を行った。

本省理財局は、かかる改ざんの指示を踏まえ、平成29年3月21日までに、売払に至る経緯を加筆した案を作成し、近畿財務局に対し、案通りの改ざんを行うように指示した。

- (18) 亡俊夫は、平成29年3月頃になると笑わなくなり、自宅のテーブルに座ってじっと考え込む時間が多くなった。趣味に関してはまだある程度楽しめている様子であったが、多忙なこともあり、予約していたコンサートなどに行けないこともあった。

- (19) 亡俊夫の手帳によれば、亡俊夫の終業時間は平成29年3月1日が2時15分(タクシー)、同月2日が2時30分(タクシー)、同月3日が2時30分(タクシー)、同月4日が17時30分(休日出勤)、同月6日が22時45分、同月8日が23時10分、同月9日が0時20分(タクシー)、同月10日が1時45分(タクシー)、同月11日が18時35分(休日出勤)、同月12日が15時45分(休日出勤)、同月13日が22時45分、同月14日が0時40分(タクシー)、同月15日が23時20分、同月16日が22時45分、同月17日が23時15分、同月27日が22時00分、同月28日が23時05分、同月30日が21時10分となっていた(甲11・8頁、同・34頁)。

- (20) 中村総務課長は、会計検査院による近畿財務局への実地検査の開始が近づいてきた平成29年4月上旬頃、被告佐川に対し、「近畿財務局側には強い抵抗感がある。」と報告した。

これに対して被告佐川は、「必要な書き換えは行う必要がある。」と改ざんの指示を行った。

かかる改ざんの指示を受け、中村総務課長は、田村審理室長及び楠管財務部長に対して、最低限、政治家関係者からの照会状況の記載と、それまでの国会答弁との関係が問題となりかねない箇所について改ざんするよう指示を行った。

亡俊夫は、自身の手記において「修正した回数は3回ないし4回程度と認識しています。」(甲10・6頁)と述べていることから、上記改ざんの指示の際にも、やむを得ず、改ざんを行ったと考えられる。

亡俊夫は、一連の改ざんについて、原告に対し、「大変なことをさせられた。」、「内閣が吹っ飛ばすようなことを命じられた。」、「最後は下っ端が責任を取られる。」などと話していた。

## 2 うつ病の発病による病休までの経緯について

- (1) 近畿財務局は、平成29年4月11日から同月13日まで、会計検査院による実地検査を受けた(甲11・9頁)。

実地検査時、被告佐川の指示を受け、本省理財局から幹部職員が派遣されて検査会場に同席し、近畿財務局の説明を本省幹部職員が補足した。

本省理財局の会計検査院に対する対応の姿勢は、亡俊夫の手記によれば、概要、以下のとおりであった(甲10・3頁～4頁)。

- ① 決議書等の関係書類は会計検査院には示さず、本省が持参した一部資料(2～3分冊のドッチファイルを持参)の範囲内のみで説明する。
- ② 現実問題として、上記①のみでは会計検査院からの質問等に説明(対応)できないとして、田村審理室長が、近畿財務局に保管されている決裁文書等を使用して説明することはやむを得ないと判断して、①の対応が修正された。
- ③ 応接記録をはじめ、法律相談の記録等の内部検討資料は一切示さない。

会計検査院への説明は「文書として保存していない」と説明するよう事前本省から指示があった(誰から誰に指示がされたかは不明確だが、近畿財務局が作成した回答案のチェックを本省内関係課で分担され、その際資料は提示しないとの基本姿勢が取られていた。)

亡俊夫は、原告に対し、かかる実地検査に関して、「応接録の修正をもう一度しなければならぬ」、「絶対に合格しない」、「絶対に上手く行かない」、「通らない」、などと話していた。

同月頃になると、亡俊夫の様子は、顔色が悪く、表情が固くなって考え込んでいる時間が長くなり、元気がなく笑わなくなった。また、些細なことで怒りっぽくなり、不機嫌な様子になっていた。

(2) 亡俊夫の手帳によれば、亡俊夫の終業時間は平成29年4月3日が1時15分ないし20分(タクシー)、同月4日が1時35分(タクシー)、同月5日が1時15分(タクシー)、同月7日が23時15分、同月9日が17時15分(休日出勤)、同月10日が0時50分(タクシー)、同月11日が22時50分、同月13日が3時10分(タクシー)、同月16日が19時20分(休日出勤)、同月17日が20時15分、同月18日が20時45分となっていた(甲11・9頁、同・39頁～40頁)。

(3) 亡俊夫は、平成29年5月14日、原告に対し、休日出勤を行うと告げた(甲11・10頁)。原告は、同日の亡俊夫の体調が非常に悪く、不安そうに見えたため、近畿財務局まで亡俊夫と一緒に出かけた。

亡俊夫と原告が近畿財務局の側まで来た際、たまたま前を小西管財次長が歩いていた。亡俊夫は、小西管財次長について、「あれが小西次長」、「公務員としては最低の人間。」などと怒った様子で話していた。

(4) 亡俊夫は、平成29年5月27日、法事のため岡山の実家に戻った。普段であれば親戚に対して明るく振る舞っていたが、同日は黙り込んで話しかけても反応しないような状態であった。

(5) 近畿財務局は、平成29年6月14日から同月16日まで、会計検査院による第二回目の実地検査を受けた(甲11・11頁)。

亡俊夫は、原告に対し、かかる実地検査に関して、「2回目も合格しなかったらどうしよう。」などと不安を口にしていた。

この頃の亡俊夫の様子は、元気がなくなり、動かない体を無理矢理動かして勤務を続けているような状態であった。

(6) 亡俊夫は、異動願いを出していたが、平成29年6月23日、異動の内示を受けることができなかったため(甲11・11頁)、非常に強いショックを受け

て落ち込んだ。

(7) 亡俊夫は、平成29年6月30日、所内の異動に伴う室内の机の移動の際(甲11・51頁)、池田統括と配下の職員らが全員異動して自分一人だけが取り残されたことを知り、非常に強いショックを受けて落ち込んだ。また、森友学園案件の資料が売払の資料も含めて全て処分されていたことから、亡俊夫は、原告に対し、「森友学園に関する資料が売払の資料も含めて全部なくなっていた。」と落ち込んだ様子で話していた。

(8) 有志の弁護士らが、平成29年7月13日、森友学園案件に関し、大阪地方検察庁に対して背任罪や証拠隠滅罪の疑いで告発を行い、その旨の報道がなされた。

上記告発は、近畿財務局と森友学園との本件国有地の売買にかかる交渉記録等の証拠隠滅に関し、証拠隠滅行為を行った者を氏名不詳者として告発していた。亡俊夫がどの時点で上記告発を知ったかは不明であるが、自分自身が氏名不詳者として告発されたことについて、強い衝撃を受けたと思われる。

(9) 亡俊夫は、上記告発の翌日である平成29年7月14日、元気がなく落ち込んだ状態であったことから、神山医院(神経内科)を受診した。

(10) 亡俊夫は、平成29年7月15日、阪本美佐子メンタルクリニックにおいて岩井圭司医師(以下「岩井医師」という。)の診察を受けた結果、うつ病と診断された(甲12・1頁)。

また、問診票には、「オーバーワークなどを原因として、不安感が募り、早期(3時30頃)に目が眠める」、「仕事の効率も相当減退していることを実感」、「限界を感じている」と記載されていた(甲12・10頁)。

(11) 亡俊夫は、平成29年7月19日出勤したものの、昼過ぎに早退した(甲11・54頁)。

原告は、同日の昼頃たまたま自宅近くの駅に居たため、駅前で亡俊夫と落ち合った。その際、亡俊夫は、体を震わせながら、原告に対し、「辛い辛い」、「もう仕事に行けない」、「森友のことだけやないんや。」などと述べた。

(12) 亡俊夫は、平成29年7月20日以降、うつ病のため病休した(甲11・12頁)。なお、病休の当初の段階で、近畿財務局からは同年10月の復帰を打診されていた(甲12・13頁)。

### 3 うつ病の悪化と本件自殺に至る経緯について

(1) 亡俊夫は、病休開始後、今まで真面目に働いていた自分がうつ病となって働けなくなったことに対して強いショックを受けていた。そのため、日中は家に居ることが分からないように電気を暗くしたり、近所の人に会わないようにしたり、病院へ行くときもスーツを着たりしていた。

また、病休開始後、亡俊夫は、書道など好きだった趣味をすることもなく、テレビは森友学園案件の報道を見るのが怖くて見る事ができない状態であった。

(2) 亡俊夫は、平成29年8月5日、岩井医師の診察の際、森友学園案件が記載されたと思われる詳細なメモを持参し(甲12・11頁)、「やっぱり最後は辞職するしかないような気がしている。」(同・12頁)と述べた。

(3) 亡俊夫は、平成29年8月7日、岩井医師の診察の際、「“all out”の状態なので、件の事件の問題だけではない。」「元の仕事には到底もどれそうになし。」(甲12・12頁)と述べた。

(4) 亡俊夫は、平成29年8月21日、岩井医師の診察の際、「現在は一旦”鎮静”しているが、また議会が始まるとぶり返されることは確実。」(甲12・12頁)と述べた。

(5) 塩垣統括管理官は、平成29年9月24日、亡俊夫と面談し、「このまま病休を延長すると、10月17日(火)で通算90日となるため、翌日以降は休職発令となる。」「休職発令されると、給与は80%支給(本給・諸手当とも)となる。⇒最大1年間」「1カ月超の病休から復職する場合は、リハビリ出勤(短時間のお試し出勤)が必須となり、リハビリ出勤も休職(病休)期間扱いとなる。」「リハビリ出勤での勤務状態から、当局の健康管理医が復職の可否を判断。」「復職時は、配置転換を予定。」(甲13)と記載された文書を交付した。

亡俊夫は、給料が減額されると聞かされたことをきっかけに、経済的な不安を強く持つようになった。

(6) 塩垣統括管理官は、平成29年10月2日、亡俊夫の診察に同席し、「90日休をこえて休職に入った方がよいか?」「問題事案の担当ははずす。部署は異動させない。」と述べた(甲12・15頁)。

これに対し、岩井医師はカルテにおいて「職務ストレス因性である」、「ム

リ、焦りは禁物」と記載した(同頁)。

(7) 亡俊夫は、平成29年11月11日、岩井医師の診察の際、「11月2日の夜に高音の耳鳴で途覚した。11月3日は終日寝ていた。」「今はストレスサーと遮断されていたがいずれは」、「あの問題は終結がみえない。配転してもらえとはいえ。」と述べた(甲12・16頁)。

(8) 亡俊夫は、平成29年11月17日、大阪地方検察庁から、上司を通じて、任意で取調べを行いたいとの打診を受けた(甲14・20頁)。その際、亡俊夫は、恐怖のあまり震えが止まらなかった。

そこで、亡俊夫は、平成29年11月20日、岩井医師の診察の際、かかる打診が来ていることについて相談をした。これに対して同医師は、聴取は能力的には対応可能だが、病状の悪化は必至と判断した(甲12・17頁)。

亡俊夫は、かかる大阪地方検察庁からの打診以降、ヘリコプターが自宅の上を通ったり、自宅の前を歩く人の足音が聞こえたり、町中で知らない人を見たりすると極端に恐れるようになり、原告に対して小さな震えた声で、「検察が警察が僕を狙っている。」「警察じゃないか? 検察じゃないか?」などと妄想を話すようになると共に、「死にたい。」などと自殺願望を口にするようになった。

なお、近畿財務局は、亡俊夫が病休していることを踏まえ、同人の承諾の下、大阪地方検察庁に対し、岩井医師の許可がなければ取り調べに応じることはできない旨を伝えていたと思われる。

また、亡俊夫も、岩井医師に対し、大阪地方検察庁から連絡があれば、ドクターストップをかけて欲しいとの要望を伝えていた。

(9) 亡俊夫は、平成29年11月28日、近畿財務局の産業医である前久保医師と初めて面談した(甲12・17頁)。

かかる面談の際、同医師は、亡俊夫のうつ病を詐病扱いして「うつ病になって給料貰う人がいるんや。」と述べ、岩井医師の処方を見て「こんなんでも治るか。」などと叱責した。その後、亡俊夫は、前久保医師を非常に恐れるようになった。

(10) 近畿財務局の職員と思われる前西課長は、平成29年12月18日、岩井医師と面談した。

その際、岩井医師は、大阪地方検察庁の捜査への対応について、カルテに「病状への影響が非常に懸念される」、「能力的にはOK、但、防御力は↓」（甲12・19頁）と記載した。

- (11) 亡俊夫は、平成29年12月25日、大阪地方検察庁の久保田検事から電話で連絡を受け、20分程度事情を聴取された(甲12・20頁)。

亡俊夫は、同日、原告に対し、震えた小さな声で、「とうとう検事から電話があった。」「医師は止めていたはずなのに。」「こんな辛いのに、ドクターストップがかかっているのに電話が来た。」などと話した。

同日以降、亡俊夫の病状は急速に悪化して行った。また、亡俊夫は病状に関するノートを作成していたが、同日以降、ノートに病状を記載することはなくなった(甲14・26頁)。

- (12) 亡俊夫は、平成30年1月9日10時から12時までリハビリ出勤を行った(甲15・3頁)。もっとも、心身の状況はリハビリ出勤に耐えられるような状態ではなく、短時間出勤するだけで非常に辛そうな様子であった。

この頃になると亡俊夫の警察や検察に関する妄想はさらに酷くなった。同人は、原告に対し、繰り返し何度も「玄関の外に検察が居る。警察が居る。」「もうすぐ警察が来る。」「僕は犯罪者や。」などと述べた。

また、厚生労働省の元官僚である村木厚子氏のえん罪事件を例にあげて、亡俊夫は、原告に対し、「検察はもう近畿財務局が主導で行ったという絵を描いて、捜査の筋道を立てている。検察はそういう所や。僕が何を言っても無理や。改ざんは本省の指示なのに近畿財務局のせいにする。最終的には自分のせいにされる。」などと壊れたように繰り返し話すようになった。

- (13) 亡俊夫は、平成30年1月21日、突然右耳が塞がれたような違和感と痛みを感じ、その後、高音の耳鳴りが続いて耳が聞こえなくなった(甲12・21頁)。

- (14) 亡俊夫は、平成30年2月に入ると、口を開くと検察や警察に関する妄想や自殺願望を口にするようになり、不安と焦燥からか自分の体を「ちくしょう！ちくしょう！」などと言いながら叩き続けるようになった。原告と亡俊夫は結婚してから22年間喧嘩をしたことが殆どなかったが、亡俊夫の病状の悪化によって原告も精神的肉体的に疲弊し、喧嘩が絶えないようになった。

亡俊夫は、平成30年2月22日、「苦しくてつらい症状の記録」において、以下のとおり、原告を傷つけていることに対する苦悩等について記載すると共に、全身の発疹、全身の倦怠感、白髪が急に増加する、歯が浮いている感じ、大幅な判断力の低下、これまで経験したことがない頭痛に襲われていることを記載した(甲16)。

「昨年(平成29年)11月下旬頃から私の体に次々といろいろな症状が現れ、外見上は顔面や手の荒れ程度しか見えないので、仮出勤したくない理由を並べていると誤解されることが非常の苦しく辛い。

人間生活の基本的な営みである「衣食住」や、自然な風景、芸術作品などを見ても、どの1点も安らぎと美を感じなくなった。

まさに生き地獄。

家内にそのまま気持ちをぶつけて、彼女の心身を壊している自分は最低の生き物、人間失格

ミラクルは起こらない」

- (15) 亡俊夫は、平成30年2月頃、「手記」を作成した。手記には概要、森友学園案件は本省理財局が指導したこと、財務省が虚偽答弁を繰り返していたこと、及び決裁文書が改ざんされた経緯が記載されており、最後に以下の記載がなされていた(甲10・7頁)。

「役所の中あの役所と言われる財務省でこんなことがぬけぬけと行われる。森友事案は、すべて本省の指示、本省が処理方針を決め、国会対応、検察院対応すべて本省の指示(無責任体質の組織)と本省による対応が社会問題を引き起こし、嘘に嘘を塗り重ねるといふ、通常ではあり得ない対応を本省(佐川)は引き起こしたのです

この事案は、当初から筋の悪い事案として、本省が当初から鴻池議員などの

陳情を受け止めることから端を発し、本省主導の事案で、課長クラスの幹部レベルで議員等からの要望に応じたことが問題の発端です。

いずれにしても、本省がすべて責任を負うべき事案ですが、最後は逃げて、近畿財務局の責任とするのでしょうか。

怖い無責任な組織です。

○刑事罰、懲戒処分を受けるべき者

佐川理財局長、当時の理財局次長、中村総務課長、企画課長、田村国有財産審理室長ほか幹部

担当窓口の杉田補佐(悪い事をぬけぬけとやることができる役人失格の職員)

この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。

事実を、公的な場所でしっかりと説明することができません。

今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。(55才の春を迎えることができない儂さと怖さ)

家族(もっとも大切な家内)を泣かせ、彼女の人生を破壊させたのは、本省理財局です。

私の大好きな義母さん、謝っても、気が狂うほどの怖さと、辛さこんな人生って何?

さようなら

(16) 岩井医師は、平成30年2月3日、カルテに「☆Ⓞから連絡があった場合は、「取りしらべに応じられるようになる見通しはまだたっていない」(甲12・21頁)と記載した。

(17) 亡俊夫は、平成30年2月26日、岩井医師の診察の際、得体の知れない強い恐怖感を訴え、「僕なんか被告席」と述べた(甲12・22頁)。

(18) 朝日新聞は、平成30年3月2日、森友学園案件に関し、財務省が決裁文書を書き換えた疑いがあるなどと報道した。

原告は、亡俊夫が報道を見ると病状が悪化すると考え、外出前に同人に対して「パソコンやテレビをみないでね。」と告げた。

しかし、原告が自宅に帰宅すると、亡俊夫は上記報道を見たためか、非常に落ち込んだ様子で、不安焦燥が高まって、訳もなく自分の体を「ちくしょう!ちくしょう!」などと言いながら叩き続けていた。

同日の夜中、亡俊夫は、原告に対し、「僕は死ぬ場所を決めているから。」などと述べ、遺書を持って家から出ようとした。

原告が「死なないで。」と必死に宥めたところ、亡俊夫は何とか納得したようで、自宅から出て行こうとするのを止めた。

(19) 亡俊夫は、平成30年3月3日、外出していた原告に対し、「もうぼくは山におるからメールもしてこんといて。」などと記載したメールを送信した。

驚いた原告が亡俊夫が行きそうな場所を探したところ、ちょうど亡俊夫が憔悴しきった様子で、遺書とロープを持って山から下りて来た。

(20) 亡俊夫は、平成30年3月6日、原告の母親に対し、電話で「明日は仕事ではないんです。検察なんです。」などと述べた。

(21) 亡俊夫は、平成30年3月7日16時頃、以下の手記や遺書を遺し、本件自殺に至った(甲17、甲18、甲19、甲20)。

「手記 30.3.7

今回の問題は、すべて理財局が行いました。

指示もとは佐川(元)理財局長とします。

財務省理財局国有財産審理室杉田補佐が文書を書き替えて、近畿に差し替えるよう指示がありました。(平成29年2月26日)

本省幹部も近畿財務局の幹部も全ての事実を知っています。

美並近畿財務局長、楠管財部長、松本次長、小西次長全て承知していて、美並局長が全責任を負うと言っていました。

小西次長も文書修正(差し換え)を行いました。

修正は3回程度行われ、学園に厚遇したととられかねない部分をエスカレー

トするように本省が修正案を示し

現場として相当抵抗し、最終的には小西次長が修正に応じ、修正前の調書に  
合わせて自ら、チェックマークを入れて定裁を整えました。

事実を知っている者として責任を取ります。」(甲17)

「森友問題

佐川理財局長(パワハラ官僚)の強硬な国会対応がこれほど社会問題を招き、  
それに指示No.を誰れもいわない

理財局の体質はコンプライアンスなど全くない

これが財務官僚王国

最後は下部がしっぽを切られる。

なんて世の中だ

手がふるえる 怖い

命 大切な命 終止府」(甲18)

「〇〇へ

これまで本当にありがとう

ゴメンなさい 怖いよ

心身ともに滅いました

義母さんへ ゴメンなさい 大好きなお母さん」(甲19)

「大好きな〇くんへ

ありがとう 苦勞ばかりかけて ゴメンネ」(甲20)

## 第6 本件提訴に至った経緯について

1 原告は、亡俊夫が亡くなったことによって、体の半分がもぎ取られたような極めて強い精神的苦痛を受けた。

また、以下のとおり、原告は、財務省職員などの不適切な対応により、残された半身もナイフで刺され続けるような苦痛を受け続けた。

2 亡俊夫の通夜は平成30年3月9日、葬式は同月10日に行われた。その際、

マスコミが原告の自宅や亡俊夫の実家に何十人も押しかけたため、原告は5日間ほど外に出ることができなかった。

3 原告は、亡俊夫が財務省に殺されたと考えたことから、平成30年4月24日、麻生太郎財務大臣(以下「麻生財務大臣」という。)に対し、公務上災害の認定請求を行った(甲21)。

4 原告は、平成30年6月7日、財務省職員から、「麻生財務大臣が墓参りに行きたいと言っているがどうか。」と尋ねられた。

原告はかねてから麻生財務大臣に亡俊夫の墓参りをして欲しいと考えていたことから、「是非来て欲しいです。」と答えた。

ところが、上記財務省職員は、翌日である同月8日、一方的に「麻生財務大臣の墓参りは断りました。」と述べた。原告は遺族としての自分の意見が全く考慮されなかったことに強い憤りを感じた。

5 松沢成文議員は、平成30年6月18日、参議院決算委員会において、麻生財務大臣に対し、「財務大臣にお聞きしたいんですが、今回の不祥事で若い財務省の職員が自殺をしております。この自殺の原因は、上司から改ざんを強制されて、公務員としての倫理観、正義感との間で本当に思い悩んで死を選ばざるを得なかったということなんですね。大臣もその責任は認めております。それでは、トップリーダーとして大臣はこの方の弔間に行かれましたでしょうか。そこをお伺いしたい。」と質問した。

かかる質問に対し、麻生財務大臣は「この近畿財務局の職員が亡くなられた、これ誠に残念なことであり、痛ましい話だと思って受け止めております。これは御遺族との関係もありまして、なかなか、いろいろ御意見があったんですけども、プライバシーに関わることであるために、とにかくこの職員についてちょっとこれ以上お答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。いずれにしても、このことに関しまして、いろいろ私どもとして対応をということを考えましたけれども、その亡くなられた職員の友人の方々等々含めていろいろお話をさせていただきましたけれども、その内容につきましては、いろいろ御意見もありましたので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。」と答弁した。

6 原告の自宅を訪れた美並局長は、平成30年6月19日、原告に対し、「麻生

財務大臣の墓参りを断ってくれてありがとう。」などと述べた。原告は、麻生財務大臣の墓参りを望んでいたことから、かかる美並局長の発言に対して強い憤りを感じた。

7 原告は、平成30年10月28日、財務省の伊藤前秘書課長に対し、被告佐川から決裁文書の改ざんを指示した経緯に関する説明と謝罪をして欲しいと伝えた。しかし、同秘書官は原告の要望を無視した。

8 原告は、平成31年2月7日、平成29年7月上旬頃に発病したうつ病が公務災害に該当する旨の公務災害補償通知書を受けた(甲22)。

原告は、公務災害認定の通知を受け、本件自殺が公務に起因することが明らかになったことから、被告佐川に対し、決裁文書の改ざんを指示した経緯に関する説明と、亡俊夫が本件自殺に追い込まれたことについて謝罪をして欲しいと考えようになった。

そこで、原告は、令和元年8月9日、被告佐川に対し、弁護士を通じて、決裁文書の改ざんを指示した経緯に関する説明と謝罪を求めた(甲23)。しかし、被告佐川からは何の返答もなかった。

9 原告は、再度、令和元年9月上旬頃、被告佐川に対し、弁護士を通じて、決裁文書の改ざんを指示した経緯に関する説明と謝罪を求めた(甲23)。

すると、同月10日、被告佐川は、伊藤前秘書課長及び前田前人事部長を介して、弁護士に対し、「中川弁護士から頂戴した書面を2通とも拝見している。返事はお出しできないが、しっかりと読ませていただいた。」などと回答した。

原告は、かかる中身の全く無い回答を聞いて、強い絶望感と怒りを抱かざるを得なかった。

10 原告は、被告佐川の不誠実な態度を見て、亡俊夫がなぜ本件自殺に追い込まれたのか、その真相を知りたいと考えるようになった。

そこで、原告は、令和元年9月11日、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、人事院職員福祉局補償課に対して、亡俊夫に対する公務災害の認定に当たり、財務省が行った人事院への協議に関する一切の資料について、個人情報開示請求を行った(甲24)。

11 辻元清美議員は、令和元年10月11日、衆議院予算委員会において、麻生財務大臣に対し、「麻生大臣に一つお聞きしたいんですけども、亡くなられた近

畿財務局の職員の弔間には行かれましたか。」と質問した。

かかる質問に対し、麻生財務大臣は「私の対応といたしましては、役所として弔間に行くべきではないかという問いに対して、先方に問合せをした結果、来てほしくないということだったので、伺っていないというように記憶しております。」と答弁した。

原告は、遺族として麻生財務大臣の墓参りを希望していたにもかかわらず、その希望を同大臣に伝えない財務省職員の態度に強い不信感と憤りを感じた。

12 人事院事務総局職員福祉局長は、令和元年11月19日、原告に対し、部分開示決定を行った(甲25)。

また、人事院事務総局職員福祉局補償課は、令和元年12月5日、原告に対し、行政文書を開示した(甲26)。しかし、開示された行政文書はおよそ70頁におよぶものの、その大部分が黒くマスキングされていた。

原告は、財務省が亡俊夫の本件自殺の原因をひたすら隠そうとすることに強い不信感と憤りを感じた。

13 以上の経緯を経て、原告は、前述した第2記載の目的のため、やむを得ず、本件提訴に至ったものである。

## 第7 被告国に対する損害賠償請求について

### 1 亡俊夫の業務と本件自殺の相当因果関係について

#### (1) 相当因果関係の立証について

不法行為の成立要件としての因果関係の存否の問題は、口頭弁論終結時の知見に照らして、当該行為が当該結果の発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性の証明があったか否かの問題といえる。

そして、その証明の程度については、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるというべきである(最高裁昭和50年10月24日判決(判例時報792号3頁))。

#### (2) 相当因果関係の判断の枠組みについて

いわゆる本件のような過労自殺事案においては、国家公務員災害補償法上の

相当因果関係の判断基準である「精神疾患等の公務上災害の認定について」（甲27、以下「指針」という。）や、労働者災害補償保険法上の相当因果関係の判断基準である「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（甲28、以下「認定基準」という。）が、相当因果関係を判断する上で重要な知見となる。

しかし、指針及び認定基準は、審査の迅速化や画一的処理のために策定された最低限の基準であるし、精神障害発病後の出来事を例外的にしか考慮しないなど精神医学的な知見や臨床の立場から見て不十分な側面も有する。

そこで、本件の相当因果関係は、口頭弁論終結時の知見に照らして、①亡俊夫が発病した精神障害や発病時期、②同人が業務から受けた心理的負荷の強度、③同人が受けた業務外の心理的負荷の強度及び同人の個別側要因等の事情を総合検討し、社会通念上、同人の業務が精神障害を発病ないし増悪させた結果、本件自殺を生じさせたという蓋然性を証明すれば足り、その証明の程度は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるといふべきである。

### 3) 亡俊夫が発病した精神障害や発病時期(①)について

ア 亡俊夫は、平成29年7月15日、「うつ病」と診断された（甲12・1頁）。また、被告国も、亡俊夫が発病した精神障害について、「うつ病」（甲22）、「本人の発症した精神疾患について、人事院健康専門委員の意見によると、■本人は、平成29年7月上旬頃にうつ病を発症したものと考えるとしている。これらのことから、本人は、平成29年7月上旬頃にうつ病（以下「本件精神疾患」という。）を発症したものとみるのが相当である。」（甲26・10頁）と認定している。

イ ところで、うつ病が自殺の原因となることは精神医学的に確立された知見である。

すなわち、うつ病ないし抑うつ状態のときに自殺が起こることはしばしば知られていたが、実証研究によって、自殺者の90%以上が自殺時に何らかの精神障害を発病し、その中でもうつ病性障害が45%を占め、特に中高年の場合は自殺者の55%がうつ病を発病していたことが明らかとなっている（甲29・35頁、同・36頁）。

ウ また、亡俊夫は、大阪地方検察庁から任意の取り調べの打診を受けた平成29年11月17日以降、「検察か警察が僕を狙っている。」「警察じゃないか？検察じゃないか？」などと妄想を話すようになり、平成30年2月に入ると、口を開くと検察や警察に関する妄想や自殺願望を口にするようになって、不安と焦燥から自分の体を「ちくしょう！ちくしょう！」などと言いながら叩き続けるなど苦悩と激越を示すようになった。

かかる病態は、指針や認定基準が採用している「ICD-10精神および行動の障害」に照らすと（甲27・1頁、甲28・2頁）、精神症状を伴わない重症うつ病エピソードないしは精神症状を伴う重症うつ病エピソードに該当すると考えられるところ、これらの重症うつ病エピソードは「抑制が顕著でなければ、患者は通常かなりの苦悩と激越を示す。自尊心の喪失や無価値観や罪責感をもちやすく、とくに重症な症例では際立って自殺の危険が大きい。」とされる（甲30・132頁）。

エ したがって、亡俊夫は、平成29年7月上旬頃にうつ病を発病した後、遅くとも平成30年2月頃になると自殺の危険が大きいとされる重症の状態に陥っていたといえる。

### 4) 亡俊夫が業務から受けた心理的負荷の強度(②)について

ア 改ざんは国民の信頼を失墜させるものであったことについて

そもそも、国家公務員が決裁文書を改ざんすることは、公文書変造罪（刑法155条2項）の構成要件に該当する行為であり、国家公務員の懲戒事由である「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」及び「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当する行為でもある（国家公務員法第82条第1項第2号、第3号）。

また、仮に国家公務員が国有財産の売買に関する決裁文書を自由に改ざん出来るとすれば、同売買の透明性や公平性が担保できず、同売買に対する国民の信頼は失墜しかねない。

特に、本件において改ざんの対象となった決裁文書は、連日国会で質疑が繰り返され、かつ、マスコミも大々的な報道を繰り返していた森友学園案件に関する決裁文書であった。国会の質疑の前提となる決裁文書が改ざんされているとすれば、国会議員は十分な審議を行うことが出来ず、その結果、日



本における議会制民主主義は機能不全に陥りかねない。また、国民は、かかる事態を引き起こした近畿財務局及び財務省に対して強い不信感を持つであろうし、行政機関が国会に提出した全ての決裁文書についても疑義を持つであろう。そして、優秀な官僚であった亡俊夫は、改ざんが近畿財務局や財務省はおろか行政に対する国民の信頼を失墜させるものであったことを当然に認識していたと思われる。

とすれば、亡俊夫が強制されてやむを得ず改ざんを行ったことは、「僕の契約相手は国民です。」と述べていた同人にとって、自らの官僚としての信念、誇り、生き方を根本的に否定ないし破壊されるような出来事であったといえる。

したがって、亡俊夫は、やむを得ず改ざんを行ったことによって、極めて強い心理的負荷を受けていたといえる。

#### イ 3回から4回にわたり極めて強く改ざんを強制されたことについて

亡俊夫は、国家公務員としての仕事に誇りを持っており、「僕の契約相手は国民です。」と述べていたことから、本来であれば違法な改ざんを指示されても拒否したと思われる。現に、亡俊夫は、平成29年2月26日に改ざんの指示を受けた際、「こんな事をする必要はない。」と最初から強く抵抗した。また、同年3月7日から8日にかけて改ざんが指示された際も、亡俊夫は涙を流しながら抵抗した。

しかし、亡俊夫の手記によれば、同人は3回から4回にわたって改ざんを行った。かかる事実、亡俊夫に対して極めて強い強制力が働いていたことを推認させる。

また、改ざんの指示は本省理財局長である被告佐川から行われ、本省の幹部のみならず、近畿財務局の幹部らも改ざんに同調していたことから、ノンキャリアであった亡俊夫が指示に従わないということは、実質的に同人の地位を危うくしかねないものであったといえる。

したがって、亡俊夫は、改ざんの指示に対して涙を流しながら強く抵抗したにもかかわらず、3回から4回にわたり極めて強く改ざんを強制されたことを踏まえると、これらの強制によって極めて強い心理的負荷を受けていたといえる。

#### ウ 常軌を逸した長時間労働と連続勤務に従事していたことについて

亡俊夫の手帳によれば、亡俊夫の終業時間は、平成29年2月9日が2時15分(タクシー)、同月10日が2時15分、同月11日が2時05分(休日出勤)、同月12日が18時45分(休日出勤)、同月13日が1時15分(タクシー)、同月14日が3時00分(タクシー)、同月15日が2時45分、同月16日が3時45分(タクシー)、同月17日が2時10分、同月20日が2時00分(タクシー)、同月21日が1時00分(タクシー)、同月22日が1時15分(タクシー)、同月23日が2時25分(タクシー)、同月24日が2時45分、同月26日が不明(休日出勤)、同月27日が2時15分、同月28日が2時15分(甲11・7頁)、同年3月1日が2時15分(タクシー)、同月2日が1時30分(タクシー)、同月3日が2時30分(タクシー)、同月4日が17時30分(休日出勤)、同月6日が2時45分、同月8日が2時10分、同月9日が0時20分(タクシー)、同月10日が1時45分(タクシー)、同月11日が18時35分(休日出勤)、同月12日が15時45分(休日出勤)、同月13日が22時45分、同月14日が0時40分(タクシー)、同月15日が23時20分、同月16日が22時45分、同月17日が23時15分、同月27日が22時00分、同月28日が23時05分、同月30日が21時10分(同・8頁、同・34頁)、同年4月3日が1時15分ないし20分(タクシー)、同月4日が1時35分(タクシー)、同月5日が1時15分(タクシー)、同月7日が23時15分、同月9日が17時15分(休日出勤)、同月10日が0時50分(タクシー)、同月11日が22時50分、同月13日が3時10分(タクシー)、同月16日が19時20分(休日出勤)、同月17日が20時15分、同月18日が20時45分となっていた(同・9頁、同・39頁～40頁)。

したがって、亡俊夫は、平成29年2月に森友学園案件の担当となった以降、連日深夜2時や3時まで勤務してタクシーで帰宅するなど、常軌を逸した長時間労働や連続勤務に従事したことによって、強い心理的・肉体的負荷を受けていたといえる。

#### エ 大阪地方検察庁の捜査の対象となっていたことについて

上記アで述べたとおり、亡俊夫が行った決裁文書の改ざんは、公文書変造

罪の構成要件に該当する行為であった。そのため、亡俊夫は、原告に対し、「大変なことをさせられた。」「内閣が吹っ飛ばすようなことを命じられた。」「最後は下っ端が責任を取らされる。」「僕は犯罪者や。」「僕なんか被告席」と述べるなど、改ざんを行ったことに対する強い後悔と自責の念に苛まれていた。

また、亡俊夫は、平成29年11月17日、大阪地方検察庁から、上司を通じて任意で取調べを行いたいとの打診を受けた後、急速にうつ病を悪化させ、「検察か警察が僕を狙っている。」「警察じゃないか？検察じゃないか？」などと妄想を話すようになると共に、「死にたい。」などと自殺願望を口にするようになった。

さらに、亡俊夫は、平成29年12月25日、大阪地方検察庁の久保田検事から電話で20分程度事情を聴取された後、さらにうつ病の症状を悪化させ、原告に対し、震えた小さな声で、「とうとう検事から電話があった。」「医師は止めていたはずなのに。」「こんな辛いのに、ドクターストップがかかっているのに電話が来た。」などと話し、同日以降、繰り返し何度も「玄関の外に検察が居る。警察が居る。」「もうすぐ警察が来る。」「検察はもう近畿財務局が主導で行ったという絵を描いて、捜査の筋道を立てている。検察はそういう所や。僕が何を言っても無理や。改ざんは本省の指示なのに近畿財務局のせいにもされる。最終的には自分のせいにもされる。」などと壊れたように繰り返し話すようになった。

したがって、亡俊夫は、大阪地方検察庁の捜査の対象となっていたことによって、極めて強い心理的負荷を受けていたといえる。

#### オ 心理的・経済的支援が不足していたことについて

被告佐川をはじめとする本省理財局の幹部のみならず、「本件に関して全責任を負う。」と述べていた美並局長をはじめとする近畿財務局の幹部らは、亡俊夫の生前において、改ざんについて責任があることを認めると共に、改ざんの原因や経緯を明らかにした上で、亡俊夫には何ら責任がないことを同人に対して伝えなかった。

また、亡俊夫は、異動願いを出していたものの、平成29年6月23日に異動の内示を受けることができず、同月30日には池田統括と配下の職員全

員が異動したにもかかわらず亡俊夫だけが取り残された。そして、森友学園案件に関する資料は売払の資料も含めて全て処分された。このような差別的な異動や資料の処分は、亡俊夫の疎外感や孤独感を強め、強い心理的負荷となったことは明らかである。

加えて、亡俊夫は、平成29年9月24日、塩垣統括管理官から給料が減額されると聞かされたことをきっかけに、経済的な不安を強く持つようになった。しかし、亡俊夫が平成29年7月上旬にうつ病を発病して病休したことは、明らかに公務災害であったといえる。被告国は、国家公務員災害補償法上職権主義を採用していることから、亡俊夫がうつ病を発病したことに関して直ちに職権で調査を開始して公務災害と認定し、同人が経済的に安定した状況で療養に専念できる環境を構築することも極めて容易であった。ところが、被告国は、職権で公務災害を認定することもなく、亡俊夫を経済的に不安定な状態に置き続けた。

したがって、亡俊夫は、心理的・経済的支援を受けることが出来なかったことから、心理的負荷を緩和ないし軽減させることができなかったといえる。

#### カ 小括

以上を総合すれば、亡俊夫が業務から受けた心理的負荷は極めて強いものであったといえる。

#### (5) 亡俊夫が受けた業務外の心理的負荷の強度及び同人の個体側要因等(③)について

亡俊夫に業務以外の心理的負荷は存在せず、検討すべき個体側要因も存在しない。

#### (6) 総合評価

亡俊夫は、平成29年2月に森友学園案件の担当となった後、連日連夜国会対応等の業務に従事していたが、同月26日に「特例承認の決裁文書①」の改ざんを強制され、抵抗したもののやむを得ず一人で改ざんを行うことで極めて強い心理的負荷を受けた。

その後も、亡俊夫は、平成29年3月7日から同月8日にかけて、やはり涙を流して抵抗したものの、美並局長が「本件に関して全責任を負う。」と述べるなどしたことから、「貸付決議書①」及び「売払決議書」等の改ざんを行う

ことで極めて強い心理的負荷を受けた。そして、かかる改ざんは合計3～4回強制された。

また、平成29年2月から同年3月にかけて、亡俊夫は深夜2時～3時にタクシーで帰宅するなど、常軌を逸した長時間労働と連続勤務に従事することで強い心理的負荷を受けた。

会計検査院の实地検査は、平成29年4月11日から同月13日まで行われた。亡俊夫は「応接録の修正をもう一度しなければならない。」などと述べていた。亡俊夫の体調は徐々に悪化し、同月頃から元気がなく笑わなくなるなどの変化が生じた。

亡俊夫は、平成29年5月には原告から見ても体調が悪く不安そうな様子を見せ、同年6月になると動かない体を無理矢理動かして勤務をするような状態となった。亡俊夫は異動願いを出していたものの、同月23日に異動の内示を受けることができず、同月30日には一人だけ取り残されて、強い疎外感と孤独感を味わった。

平成29年7月13日には有志の弁護士らによる告発が行われ、亡俊夫も氏名不詳者として被告発人となっていた。かかる告発によって亡俊夫は大きな衝撃を受け、病状が一気に進行した。

上記告発の翌日である平成29年7月14日には神経内科を受診し、同月15日にはうつ病と診断され、同月19日には体を震わせながら「辛い辛い」、「もう仕事に行けない。」などと述べ、同月20日以降病休に入った。

病休に入った後、亡俊夫は真面目に働いてきた自分がうつ病で病休となったこと自体にショックを受けると共に、好きだった趣味も楽しめなくなった。

その後も亡俊夫の病状は好転しなかったが、平成29年9月24日に病休90日を超えると給与が20%減額することを知った後は経済的な不安が過度に高まるようになった。

平成29年11月17日に大阪地方検察庁から上司を通じて任意の取調べの打診を受けた以降は、警察や検察に関する妄想に襲われるようになり、「死にたい。」などと自殺願望を口にするようになった。

亡俊夫は、経済的な不安を解消するためには復職する必要がある一方、復職すると大阪地方検察庁の取調べを受けることになるという進退窮まった状態に

追い詰められていった。

さらに、平成29年12月25日にはドクターストップがかかっていたにもかかわらず、大阪地方検察庁の久保田検事が20分程度にわたり亡俊夫に対して事情聴取を行ったことをきっかけに、亡俊夫の病状は急激に悪化して行った。

平成30年1月に入ると警察や検察に関する妄想は酷くなった。同年2月になると口を開けばかかる妄想や自殺願望を口にするようになることに加え、難聴、全身の発疹、倦怠感、頭痛などの身体症状に襲われ、不安と焦燥からか自分の体を「ちくしょう！ちくしょう！」などと言いながら叩き続けるようになった。

かかる状況の中、平成30年3月2日、朝日新聞が森友学園案件に関し、財務省が決裁文書を書き換えた疑いがあるなどと報道した。

亡俊夫は、かかる報道を見た後、自殺念慮が急激に高まって、「僕は死ぬ場所を決めているから。」などと自殺を図ろうとし、手記や遺書を作成して、平成30年3月7日、本件自殺に至った。

以上の経緯を踏まえれば、社会通念上、亡俊夫の業務がうつ病を発病させ、かつ、増悪させて本件自殺を招来したという関係を是認しうる高度の蓋然性が認められることから、同人の業務と本件自殺との間には相当因果関係が認められる。

## 2 被告国の注意義務違反について

### (1) 注意義務の具体的内容について

電通事件最高裁判決は、使用者の使用者責任（民法715条）に関し、「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法六五条の三は、作業の内容等を特に限定することなく、同法所定の事業者は労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業を適切に管理するように努めるべき旨を定めているが、それは、右のような危険が発生するのを防止することをも目的とするものと解される。これらのことからすれば、使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を

損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきである。」(最高裁平成12年3月24日判決・民集54巻3号1155頁)と判示する。そして、かかる判示は、国家賠償法が問題となる本件においても当然に妥当する。

したがって、本件において、被告国は、亡俊夫に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して同人の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務、具体的には、亡俊夫に対して、決裁文書の改ざんを指示しないことのみならず、長時間労働や連続勤務に従事させないようにする義務を負う。

## (2) 予見可能性について

電通事件最高裁判決の八木調査官解説は、注意義務の内容に関する上述の見解を前提として、予見可能性に関し、「本判決の述べるように、長時間労働の継続などにより疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると労働者の心身の健康を損なうおそれがあることは周知のところであり、うつ病り患又はこれによる自殺はその一態様である。殊に、Aの健康状態が悪化したことが外見上明らかになっていた段階では、既にうつ病り患という結果の発生を避けられなかった可能性もあることを考えると、使用者又はその代理監督者が回避する必要があるのは、やはり、右のような結果を生む原因となる危険な状態の発生であるというべきで、予見の対象も、右に対応したものとなると考えられる。」(甲31・362頁～363頁)と述べている。

したがって、本件においても、被告国が亡俊夫の具体的な健康状態の悪化を認識することが困難であったとしても、本件自殺を予見できなかったとは直ちにいえないのであって、亡俊夫の健康状態の悪化を現に認識していたか、あるいは、それを現に認識していなかったとしても、就労環境等に照らし、亡俊夫の健康状態が悪化するおそれがあることを容易に認識し得たというような場合には、本件自殺の予見可能性が認められるべきである(福岡高裁平成19年10月25日判決(労判955号59頁)、福岡高裁平成20年8月25日判決(判例時報2032号52頁)、東京高裁平成21年7月28日判決(労判991号6頁)、札幌高裁平成25年11月21日判決(労判1086号22頁)、

仙台高裁平成26年6月27日判決(労判1100号26頁)、名古屋高裁平成29年11月30日判決(労判1175号26頁)。

## (3) 被告国は本件自殺を予見でき、かつ、注意義務に違反した

亡俊夫は、前記第7・1・(4)のとおり、業務から極めて強い心理的負荷を受けていた。

とすれば、被告国は、かかる亡俊夫の就労環境に照らせば、同人の健康状態が悪化するおそれがあることを容易に認識し得たといえることから、本件自殺に対する予見可能性が認められる。

にもかかわらず、被告国は、亡俊夫に対し、漫然と決裁文書の改ざんを指示し、改ざん等のために常軌を逸した長時間労働や連続勤務に従事させたのであるから、注意義務に違反したといえる。

## 3 損害について

### (1) 遺産分割協議について

亡俊夫の法定相続人は原告と亡俊夫の父親の訴外〇〇であった。両者は、平成30年6月26日、原告が亡俊夫の遺産を全て相続する旨の遺産分割協議を行った(甲5の1～3)。したがって、原告は亡俊夫の唯一の相続人である。

### (2) 逸失利益

亡俊夫の給与は平成29年10月18日からの休職によって20%減額されたことから、同年の給与を逸失利益の基礎収入とすべきではない。逸失利益の基礎収入は、100%の給与を得ていた平成28年度の収入を基礎とすべきである。

そして、平成28年度の亡俊夫の年収は907万5824円(甲32)、死亡時の年齢である54歳のライプニッツ係数は9.899、生活費控除は30%が相当であるから、同人の逸失利益は、以下の算式により、6288万9107円となる。

(算式)

$$907万5824円 \times 9.899 \times 0.7 = 6288万9107円$$

### (3) 死亡慰謝料

亡俊夫は一家の支柱であるから、死亡慰謝料は2800万円が相当である。

### (4) 遺族固有の慰謝料

ア 原告は、亡俊夫がうつ病を発病した後、様々な症状や希死念慮に苦しみ続けている亡俊夫に必死に寄り添い共に生きようとした。しかし、明るくて優しかった亡俊夫がうつ病によって別人のように変わり果てていった。また、結婚して22年間殆ど喧嘩をしたことがないほど円満だった夫婦関係も喧嘩が絶えないようになった。

とすれば、原告は、亡俊夫がうつ病を発病した後、原告自身も甚大な精神的苦痛を受けていたといえる。

イ 亡俊夫を本件自殺で亡くしたことによって体の半分がもがれるような甚大な精神的な苦痛を受けた。

また、本件自殺後も、原告は麻生財務大臣の墓参りを希望していたにもかかわらず、財務省職員が一方的に「麻生財務大臣の墓参りは断りました。」と述べ、かつ、麻生財務大臣も「私の対応といたしましては、役所として弔問に行くべきではないかという問いに対して、先方に問合せをした結果、来てほしくないということだったので、伺っていないというように記憶しております。」と答弁したことによって、甚大な精神的苦痛を受けた。

加えて、原告は、亡俊夫が本件自殺に追い込まれた原因や経緯を明らかにするために保有個人情報開示請求を行ったものの、70頁にも及ぶ開示資料の大部分が黒塗りとなっていたことから、甚大な精神的苦痛を受けた。

ウ そして、原告がこれらの精神的苦痛によって受けた損害は、その重大性に鑑み、500万円が相当である。

#### (5) 葬祭料

葬祭料は150万円が相当である。

#### (6) 弁護士費用

弁護士費用は損害額の10%が相当であるから、以下の算式により、973万8910円となる。

(算式)

$(6288万9107円 + 2800万円 + 500万円 + 150万円) \times 0.1 = 973万8910円$

#### (7) 小括

以上により、原告の損害は、合計1億0712万8017円となる。

## 第8 被告佐川に対する損害賠償請求について

### 1 故意に改ざんを指示したことの違法性について

被告佐川は、決裁文書の改ざんという違法行為を発案し、主導的立場から改ざんの指示を行った。

かかる被告佐川の行為は、違法性の程度が著しく、職務の執行に藉口して越権行為をなしたものであって、職権の濫用と評価すべきであるから、公務員としての本来の職務の執行ではなく、被告佐川個人の不法行為と見るべきである(大阪高裁昭和37年5月17日判決(判例タイムズ138号58頁参照))。

そして、かかる違法な指示を行えば、森友学園案件の担当者であった亡俊夫が決裁文書の改ざんを強制されることによって極めて強い心理的負荷を受けることは容易に予見できるのであるから、被告佐川は、かかる違法な指示を行ったこと自体について民法709条に基づく不法行為責任を負う。

### 2 原告からの改ざんを指示した経緯の説明と謝罪の要求を拒否したことの違法性について

被告佐川は、平成30年3月9日に国税庁長官を依願退職した後も、上記1の違法性の強さや、亡俊夫が本件自殺に追い込まれたという結果の重大性に鑑み、信義則上、原告に対する事情の説明義務と謝罪義務を負う。

これを本件について見ると、原告は、被告佐川に対し、平成30年10月28日に財務省の伊藤前秘書課長を通じて1回、令和元年8月9日から同月上旬ころにかけて弁護士を通じて2回、決裁文書の改ざんを指示した経緯に関する説明と謝罪を要求した。しかし、被告佐川は、何ら誠実な回答を行わなかった。

したがって、被告佐川は、上記各義務を怠ったのであるから、民法709条に基づく不法行為責任を負う。

### 3 損害について

原告は、上記1及び2の違法行為によって甚大な精神的苦痛を受けたことから、その損害額は、500万円が相当である。

また、弁護士費用は損害の10%が相当であるから、50万円となる。

したがって、原告の損害は、合計550万円となる。

## 第9 結語

よって、原告は、①被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、1億071

2万8017円及びこれに対する本件自殺の日である平成30年3月7日から支払い済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを、  
②被告佐川に対し、550万円及びこれに対する同日から支払い済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

#### 第10 求釈明

1 池田統括は、平成30年3月9日、焼香のため原告の自宅を訪れた際、原告に対して、「赤木さんは改ざんに関してきっちりしたファイルを作っていた。ファイルには本省からの指示、修正箇所、改ざんの過程が一目で分かるように整理されていた。」「赤木さんはパソコンのデスクトップに改ざんに関するメモを残していたのではないか。」と述べていた。

また、亡俊夫は、原告に対し、「僕は改ざんに関するメモを残していた。」と何度も話していた。原告が「メモを残したことは良かったの？悪かったの？」と尋ねると、亡俊夫は「メモを残して良かったと思う。」と答えていた。

そこで、被告国は、上記ファイルとメモの存在の有無を明らかにした上で、存在する場合は速やかに証拠として提出されたい。

2 被告国は、上記1のファイル及びメモなども踏まえた上で、改ざんが行われたとされる14の文書(甲8・2頁～3頁、甲9)に関し、これらの文書のうち、亡俊夫がいつ、誰の指示に基づいて、どの部分をどのように改ざんしたのかを明らかにされたい。

3 人事院事務総局職員福祉局補償課が、令和元年12月5日、原告に対して開示した文書(甲26)のマスキング部分を外したものを証拠として提出されたい。

4 亡俊夫の平成29年1月から同年7月までの出勤簿、タイムカード、近畿財務局への入退館時刻を記載した資料、タクシー等の経費精算を申し出た書面(添付されたタクシーの領収証を含む)を証拠として提出されたい。

以上